

消費者基本計画工程表の改定について (ポイント)

平成28年9月
消費者庁

「消費者基本計画」工程表について

- 消費者基本計画は、消費者基本法第9条に基づき、①長期的に講ずべき消費者政策の大綱及び②消費者政策の計画的な推進を図るために必要な事項を定め、閣議決定するもの。
- 平成27年3月24日に、平成27年度以降の5か年を対象とする第3期消費者基本計画を策定。
- 関係省庁等が講ずべき具体的施策の取組予定等については、工程表を取りまとめており、消費者基本計画に基づく施策の実施状況について、工程表に基づき検証・評価・監視を行う。1年に1回は工程表を改定（消費者政策会議（※）において決定）。

※消費者基本法第27条及び第28条に基づき設置。会長は内閣総理大臣、全府省庁の大臣と公正取引委員会委員長で構成。

5年間で取り組むべき施策の構成

① 消費者の安全の確保	② 表示の充実と信頼の確保	③ 適正な取引の実現	④ 消費者が主役となって選択・行動できる社会の形成	⑤ 消費者の被害救済、利益保護の枠組みの整備	⑥ 消費者行政の体制整備
<ul style="list-style-type: none"> (1)事故の未然防止 (2)事故等の情報収集と発生・拡大防止 (3)原因究明調査と再発防止 (4)食品の安全性の確保 	<ul style="list-style-type: none"> (1)景品表示法の普及啓発・厳正な運用 (2)商品・サービスに応じた表示の普及・改善 (3)食品表示による適正な情報提供・関係法令の厳正な運用 	<ul style="list-style-type: none"> (1)横断的な法令の厳正な執行、見直し (2)商品・サービスに応じた取引の適正化 (3)情報通信技術の進展に対応した取引の適正化 (4)犯罪の未然防止・取締り (5)規格・計量の適正化 	<ul style="list-style-type: none"> (1)政策の透明性確保と消費者意見の反映 (2)消費者教育の推進 (3)消費者団体、事業者・事業者団体等の取組の支援・促進 (4)公正自由な競争の促進と公共料金の適正性の確保 (5)環境に配慮した消費行動等の推進 	<ul style="list-style-type: none"> (1)被害救済、苦情処理、紛争解決の促進 (2)高度情報通信社会の進展への対応 (3)グローバル化の進展への対応 	<ul style="list-style-type: none"> (1)国の組織体制の充実・強化 (2)地方における体制整備

2020年（平成32年）に向けて2015年度～2019年度（5年間）を対象

最近の事案への対応

〔① 消費者の安全の確保〕

○ 軽井沢スキーバス事故を受けた対応【国交】

- ・ 「安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策」に基づき、貸し切りバス事業者、運行管理者等の遵守事項の強化、旅行業者、利用者等との関係強化等を実施。

〔① 消費者の安全の確保〕

○ 基礎ぐい工事問題を受けた対応【国交】

- ・ 建設会社が工事に際して一般的に遵守すべき施工ルールの対象となる工事について、関係建設業団体及び建設会社における対応のフォローアップを行う。

〔① 消費者の安全の確保〕

○ 廃棄食品の不正流通事案【消費、環境、農水、厚労】

- ・ 食品廃棄物の処理に係る対策と、食品関係事業者による食品の適正な取扱いに係る対策の両面から、隙間なく対策を講ずる。

食品関係の取組

〔② 表示の充実と信頼の確保〕

○ 新たな食品表示制度の円滑な施行等【消費】

- ・ 食品表示法に基づく新たな食品表示制度について、消費者、事業者等に対し普及啓発を行い、理解促進を図る。その際には、制度の周知に加え、消費者が食品表示を活用する上でのサポートとなる者への普及啓発を推進。

〔④ 消費者が主役となって選択・行動できる社会の形成〕

○ 食品ロス削減国民運動の推進【消費、農水、環境】

- ・ 食品ロス発生量の推計を継続的に実施。また、食品ロスの内容、発生要因等を分析。
- ・ 飲食店等における食べ切れる分量のメニューの充実などの好事例の展開、持ち帰りについて安全に食べるための注意事項の周知。
- ・ 賞味期限内にもかかわらず、様々な理由により販売が困難となった加工食品などの寄付を受けて福祉施設等に無償で提供する取組（フードバンク活動）に対して必要な支援。

消費者の層に着目した取組

〔① 消費者の安全の確保〕

○ 子供の不慮の事故を防止するための取組【消費、関係省庁等】

- ・ 関係省庁の連絡会議において、子供の事故防止策を検討・推進。

〔③ 適正な取引の実現〕

○ 特定商取引法の見直し、消費者契約法の見直し【消費】

○ 高齢者向け住まいにおける消費者保護【厚労、国交】

- ・ 高齢者向け住まいの前払い金の保全措置を徹底するよう指導を強化。廃業等の実態把握と廃業時等の入居者の居住の保護を図るための運用を徹底。さらに、入居希望者への情報提供の充実。

〔⑥ 国や地方の消費者行政の体制整備〕

○ 障害者の消費者被害の防止策の強化【消費】

- ・ 消費生活センターにおける障害者の消費生活相談への対応方策について検討。
- ・ 国民生活センターにおいて、障害者からの消費生活相談を実施。

特定事業分野の取組

〔② 表示の充実と信頼の確保、③ 適正な取引の実現〕

○ 美容医療サービス等の消費者被害防止【厚労】

- ・ 美容医療等に関する広告規制等の在り方について、改めて検討し、平成28年秋頃を目途にとりまとめ、必要な対策を実施。
- ・ 地方公共団体及び医療安全支援センターにおける相談（消費生活相談を含む。）及び指導の件数、内容等を把握し、指針等の効果の検証を行い、必要な対策を実施。また、美容医療サービスを受けるに当たって注意すべき事項等について周知。

〔③ 適正な取引の実現〕

○ 電気・ガスの小売供給に係る取引の適正化【経産、消費】

- ・ 料金の標準メニューの公表及び電源構成の開示についての取組を促す。
- ・ 電力小売全面自由化についての周知・広報。消費者保護のための情報提供及び注意喚起。
- ・ ガス小売自由化についての周知・広報。消費者保護のための情報提供及び注意喚起。

横断的な枠組み等の取組

〔④ 消費者が主役となって選択・行動できる社会の形成〕

○ 学校における消費者教育の推進【消費、文科】

・ 成年年齢引下げに向けた動きがある中で、成年を境に消費者被害が増加する状況を踏まえ、**若年層への消費者教育を強化**。

・ 学校における消費者教育の充実に資するための**教員向け研修の実施の促進**、学校と地域の消費者教育の担い手の連携・協働が図られるよう、**地域におけるコーディネーターの育成等**の取組を支援。

〔④ 消費者が主役となって選択・行動できる社会の形成〕

○ 倫理的消費の普及啓発【消費】

・ 倫理的消費(※)の普及のため、**消費者が必要とする情報が適切に提供される環境づくり**の検討、倫理的消費の意義や必要性に対する理解を深めるための**多様な主体による推進活動(ムーブメントづくり)**を行う。

(※)消費者それぞれが各自にとっての社会的課題の解決を考慮したり、そうした課題に取り組む事業者を応援したりしながら消費活動を行うこと。

〔④ 消費者が主役となって選択・行動できる社会の形成〕

○ 消費者志向経営の推進に向けた方策の検討・実施【消費】

・ 消費者志向経営(事業者が消費者を重視した事業活動を行うこと)の普及を図るための事業者と消費者の連携の推進(**プラットフォームづくり**)

〔⑤ 消費者の被害救済、利益保護の枠組みの整備〕

○ 消費者裁判手続特例法の円滑な施行【消費】

・ 消費者裁判手続特例法の円滑な施行(平成28年10月1日)に向けた周知・広報を行うとともに、**適格消費者団体(※1)及び特定適格消費者団体(※2)に対する支援の在り方の検討会を開催し、消費生活相談情報の提供に関する支援、仮差押えの担保金に係る措置等**の支援策を実施する。

(※1)内閣総理大臣の認定を受け、消費者全体の利益擁護のために差止請求を行うことができる消費者団体。

(※2)適格消費者団体のうち、内閣総理大臣の認定を受け、消費者の金銭的被害の回復のための訴訟を提起することができる団体。

〔⑤ 消費者の被害救済、利益保護の枠組みの整備〕

○ 在留外国人の相談に対する体制の強化【消費】

・ **在留外国人(在日・訪日外国人)に対する消費生活相談体制**について、調査結果を踏まえた必要な措置を実施する。

〔⑥ 国や地方の消費者行政の体制整備〕

○ 地域の見守りネットワークの構築【消費】

・ 既存の見守り体制に関連する関係府省庁等とも連携し、**地域の見守りネットワークの構築を推進**する。